

主な話題

- p 02 公共施設の利用やイベント等の開催時の参加者数の上限を変更しました
p 03 保育所・認定こども園(2号・3号認定)の入所申し込みを受け付けます
令和3年度 学童クラブの新規利用申し込みを受け付けます

スマホ決済アプリを使った 村税や水道料金等の納付がスタート!

村では、10月20日から、外出せずに「いつでも」「どこでも」「簡単に」、村税や水道料金等が納付できるスマホ収納サービスを導入しました。このサービスは、納付書に印刷されたバーコードをスマホ決済アプリ(「PayPay」「LINE Pay」「PayB」に限る)で読み取ることで、金融機関やコンビニに行かなくても村税等の支払いができるものです。感染症予防対策としても有効ですので、ぜひご利用ください。

【問い合わせ】税務課収納管理室(☎282-1711 内線1114)、水道課業務担当(☎282-1711 内線1156)

対象となる税目等はこちら!

税目等	担当
村・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税	税務課
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	住民課
介護保険料	高齢福祉課
水道料金、下水道使用料※	水道課

※下水道使用料のみの場合は対象外となります。

次の納付書は利用できません

- ▽納期限を過ぎたもの
- ▽金額を訂正したもの
- ▽バーコードの印字がないもの
- ▽納付書1枚の合計金額が30万円を超えるもの
- ※水道料金・下水道使用料で5万円を超えるものは、「LINE Pay」では納付できません。

どうやって利用するの?

「PayPay」「LINE Pay」「PayB」のうちご利用になるスマホ決済アプリを、下のQRコードからスマートフォンにインストールしてください。納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードをアプリで読み取ることで納付できます。



アプリ起動 → バーコード読み取り → 支払い → 支払い完了



▲支払い完了までの操作イメージ

アプリの使い方や納付の手順など詳細は、各アプリのホームページをご覧ください。

注意事項

- ▽納付書ごとに手続きしてください。
- ▽領収証書や軽自動車の車検用納税証明書は、発行されません。納付履歴はアプリ内の利用明細をご確認ください。領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニ等で納付してください。
- ▽サービス利用料はかかりませんが、通信料は利用者負担となります。
- ▽各種スマホ決済アプリで納付後、お手元に残った納付書で金融機関やコンビニ等で重複して納付しないよう、ご注意ください。